

第32回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和2年2月28日（金）午後5時～午後7時40分

場 所：ウィングス京都 2階セミナーB室

1 委員の紹介，座長・副座長の選出

- ・改選に伴う懇話会委員の紹介（委員名簿のとおり）
- ・座長，副座長の選出について

京都市人権文化推進懇話会開催要綱第4条に基づき，薬師寺委員を座長に，玉置委員を副座長に選出

2 議題

（1）「京都市人権文化推進計画」令和2年度事業計画について

○岡田課長（共生社会推進室）

資料1－1，1－2に基づき，説明

○薬師寺座長

この事業計画は，毎年，継続的に取り組んでいる事業がある中，新たな課題として出てきたものに対して，新たに実施する事業や従来の取組から改善した事業などをまとめているものです。

その令和2年度の事業計画であり，その特徴点をただいま説明をいただきましたが，ぜひ，忌憚のない御意見をいただければと思います。

○前田委員

個別の施策について質問をさせていただく前に，今，御紹介いただきました各施策・事業について，その実施した結果，どういった効果があったとか，あるいは次年度，継続するか否かということを決定的にいくプロセスは，具体的にどのような手続きがとられているのかということをお伺いできればと思います。

○岡田課長

検証をしっかりと，さらに充実した取組にしていくというところでは，各事業所管課でも事業を実施する中で，本懇話会や市民の方，市会などから様々な御意見をいただいたうえで，評価をし，充実を図っていくということです。

なお，令和元年度の事業実績については，来年度の7月ごろに開催を予定しています懇話会において，御報告いたします。その中で，各事業について懇話会の委員の皆様から御意見をいただいて，さらに充実させていくということで考えています。

○薬師寺座長

外国籍の方に関しては，特に昨年度から，在留資格について，外国人技能実

習制度に係る「特定技能」といわれるものが新設をされています。これに伴い、特に京都は留学生も多い中で、様々な立場の外国籍の方が京都に来られることが想定されます。特に、現在、新型コロナウイルスに関する議論が、いろいろなところでなされ、報道されているが、日本人でも、検査を受けられるかなど不安に感じておられると思います。

そういった情報・サービスも含めて、外国籍の方々から、すでに不安の声が寄せられているのでしょうか。また、それに対して、こういった対応がされているかなど何か情報があれば、御発言いただけますか。

○森本課長（国際化推進室）

国籍を問わず、今回の新型コロナウイルス感染症の関連の情報をどう到達させていくかというところは、非常に大きな課題かと思いますが、現在、当方に、外国籍の方から直接のオーダーというような形での意見はお伺いしていません。

京都市国際交流会館では、在留資格の拡大等に伴い、国の補助制度を活用して、今年度の7月から「外国籍市民総合相談窓口」を設置しています。

窓口には、11言語で対応できるタブレットがあり、来館者への対応を行っています。

また、窓口機能の一つである行政通訳サービスとして、トリオフォン（三者通話電話）による、外国籍の方、行政の窓口担当者と通訳の方、三者で同時に通話できる仕組みもあり、ニーズの多い英語と中国語で対応しています。

今回の新型コロナウイルス感染症に関して、保健福祉局に、担当窓口で、外国籍の方からの相談で、コミュニケーションが難しいといったことがあれば、そういった仕組みを活用されるよう、案内しております。

○藤木委員

4ページのひきこもりのところに、新規事業として、「窓口の一元化」とありますが、あくまで入り口を一元化するだけであって、これをどういうふうに展開していこうと考えているのかをお聞きしたい。ひきこもりは、小さな子どもから中高年の方など様々なケースがある中で、窓口を一元化することで行きにくくなる方もおられるのではないかという心配もあるのですが、どうお考えでしょうか。

○山村室長（共生社会推進室）

ひきこもりについては、この懇話会でも、かなり御議論もいただいたところであり、議題2の人権文化推進計画の改訂案に、その内容を反映していますので、改定案の説明と併せて、今の質問にお答えさせていただきたいと思います。

○薬師寺座長

ひきこもりの問題については、前回の委員会でも色々御意見をいただきました。次の議題で、どういうふうに対応するのかということを含めて議論になるかと思うので、ひきこもりに関して、こういう点も併せて聞いておきたい、こういう点も説明してほしいなど、そのほか質問はありますでしょうか。

○菅原委員

「８０５０問題」といわれているように、中高年のひきこもりの方は、どこに相談に行ったらいいのかわからないまま年を重ねられるということもあると思うので、窓口が一元化されることは、分かりやすいのではないかと思います。

障害のある子どもを育てる親として、色々なところで、あっちへ行きなさい、こっちにも行きなさいなど案内される経験がありますので、ひきこもりで悩んでいる方も同じような経験をされていると思います。

一つのところで受けて、そこから割り振りをしていただけたと思いますが、寄り添い支援員の方の養成がどのような内容か、年齢別なのか、それともケース別のかなど教えてほしい。

あと、子ども食堂の支援について、実際に運営されている方から「立ち上げのときは協力してもらえるけど、維持・運営がなかなか大変」との話を聞いたので、アドバイスをいただけないかと思います。

あと一つは、農福連携について、障害のある方が、工賃がなかなか増えない現状もありますが、本人にとっても、自身の手で、日々、野菜を育てていくというのは喜びもあると思います。京野菜の普及と合わせて進めていくということかと思いますが、これをモデルケースとして、だんだん増やしていくというふうになるのでしょうか。

○薬師寺座長

ひきこもりに関する質問については、次の議題でお答えいただくとして、子ども食堂と農福連携については、お答えいただけますでしょうか。

○寺山課長（子ども家庭支援課）

子ども食堂への支援については、立ち上げの際の補助金（子どもの居場所づくり支援事業補助金、平成２９年度創設）があります。また、「子どもの居場所づくりアドバイザー事業」を平成２９年度から創設しており、立ち上げや運営に係わる相談を受け、運営団体にアドバイザーを派遣し、ノウハウや注意点などの助言もしております。

さらに、運営団体向けに、運営のノウハウや注意点、事例集等を盛り込んだ

『子どもの居場所づくりのすゝめ』という冊子を発行し、様々な地域で継続的に取り組んでいただけるよう支援を行っているところです。

○阪本課長（障害保健福祉推進室）

農福連携については、産業観光局におきまして農福連携による新京野菜の普及促進事業というものと、保健福祉局におきまして京都らしい農福連携推進事業という二つの事業を上げています。

「新京野菜の普及促進事業」は、京都の気候風土に合い、栄養価・食味に優れた特性があることなど一定の条件を満たす「新京野菜」を、京都市独自のブランドとして、普及させ、付加価値の高いものとして販売していこうというものです。

これを農福連携事業として、障害のある方に携わっていただき、その付加価値の高い野菜を売って工賃を上げていただくという取組です。

今回、二つの局で実施するにあたり、産業観光局では農家側との、保健福祉局では福祉施設との接点がありますので、その接点を生かして、それぞれがアプローチし、農業の新たな労働力の確保や障害のある方の就労機会の創出及び工賃の向上等に連携して取り組んでいこうとするものです。

モデルケース化ということでの御質問もありましたが、本事業は、「新京野菜の普及促進」と「農福連携」を組み合わせ、京都市独自ブランドとして取り組んでいこうと考えているものです。

なお、一般的な農福連携の取組については、京都府でも実施しておりますので、そこは一定の住み分けをして、取組を進めていこうと考えているものです。

○中村委員

重要課題の7「安心して働き続けられる職場づくり」について、労働組合としては、少子高齢化、人口減少が進み、社会構造も変化している中、労働者の社会生活における時間の確保を重視し、ワーク・ライフ・バランスの実現を強く求めています。

主な課題としては、やりがい、生きがいは絶対必要であると思います。また、パワーハラスメントやブラック企業の問題もありますが、「長時間労働」については、しっかりテーマとして取り扱い、真のワーク・ライフ・バランスの促進のため、日本労働組合総連合会でも、「なんでも労働相談ホットライン」を設け、年間1万5千件ほど電話対応しているという状況です。昨年1月から10月の間に、すでに対応件数が、1万2千件を超えていると聞いています。内訳としては、雇用形態でいうと、正社員とそれ以外では半々ぐらいで、年齢は、40代が29%弱で、次いで50代が多いという状況です。内容としては、一番

多いのはセクハラ、パワハラです。それから賃金関係、そして、休日など労働条件に関するものがあります。そういった悩みを抱える中で、メンタル不調、精神疾患の発症につながってしまうというところで、私どもは、安心して働き続ける環境づくりに加えて、健康面での取組も必要と思います。心身ともに健康でないと、ワーク・ライフ・バランスも成り立たないというふうに思います。

○薬師寺座長

この点に関連して、何かあればどうぞ。

○原部長（共生社会推進室）

本市においては、より多くの企業において、ワーク・ライフ・バランスの取組が進むよう、先進的に取り組んでおられる事業者の取組を見える化し、広く広報しています。例えば、先進的な職場で働く従業員の皆様の声を、『シティリビング』に連載し、実際に働いている従業員の皆様の声を中心に宣伝を行うなどしています。また、ワーク・ライフ・バランスを進めるうえで、「健康」の大事さは、おっしゃるとおりだと思いますので、そういう観点も入れながら今後、広報に努めてまいりたいと考えています。

○薬師寺座長

そのほかいかがでしょうか。

○松波委員

感染症というのは、差別と結びつきやすいと思います。例えば、ハンセン病は、非常に感染しにくい病気であるにもかかわらず、うつるのではないかという恐怖から、患者の方が回復した後も、さらに家族までが差別を受けたということが裁判でも認定されました。

感染症患者等の人権尊重を見ても、主にH I Vにかかわる取組が記載されていますが、そういった人権問題の歴史を学んで、同じような差別を繰り返さないという姿勢を確認したいと思います。

今回の新型コロナウイルスのことも、今のところ、外国人差別と結びつきやすいということがありますが、今後、日本人の患者が出てきたときに、患者や家族などが差別の対象になることは十分ありうると思うので、そういったところに敏感になりながら、取り組んでいただけたらと思います。

○岡田課長（共生社会推進室）

感染症患者等の人権尊重については、次の計画の改訂版で報告しますが、H

I Vに限らず、感染症は、正しく理解するための啓発活動推進というのが非常に重要だと思っています。今回のコロナウイルスのような新型の感染症に対しても、保健福祉局、あるいは行財政局の防災危機管理室のほか全庁体制で、引き続き取組を推進していきたいと思っています。

また、計画の改訂版の資料編に、ハンセン病患者、元患者、あるいはその御家族の方の差別や偏見というような人権上の課題を取り上げ、引き続き、啓発に努めていきたいと思っています。

○薬師寺座長

新型コロナウイルスについては、すでに他の府県では、実際に検査に行った人々の中で感染された方の家族に対する誹謗中傷が言われているということもあるので、できるだけ早く終息することが大事ですが、そういった問題が出た場合、その都度、迅速に対応していくことが大事だと思います。

ほかに意見等はありませんか。

なければ、議題の二つ目、京都市人権文化推進計画改訂版に係る市民意見募集の結果と最終案について、説明をお願いします。

(2)「京都市人権文化推進計画」(改定案)に係る市民意見募集の結果及び最終案について

○岡田課長(共生社会推進室)

(資料2-1, 2-2, 2-3に基づき、説明)

○薬師寺座長

それでは、先ほど質問がありました「ひきこもり」の点について、回答をお願いします。

○山村室長(共生社会推進室)

ひきこもりについては、この懇話会でも、人権課題としてどういうふうに捉えるかという議論がされたところでございます。

それを踏まえ、計画の基本方針の「市民との共同による人権文化の土壌づくり」に、元々「ひきこもり」が上がっていましたが、「長期高齢化による子ども・若者だけにとどまらない課題となっている」ということも加えました。人権文化の土壌づくりが、孤立しやすい人の気づき・見守りにつながるという議論がありましたので、このように修正しています。

それと、委員からも話がありました「8050問題」も含め、非常に重要な

課題であり、各重要課題の「子どもと共に育む社会づくり」に、以前は、「ひきこもり・ニート」としていたものを、「ひきこもり」を単独の項目として設けています。

また、「ひきこもり」は、子ども・若者だけにとどまらない課題となっていることを踏まえ、相談窓口の一元化、多様化・複合化した課題を抱える当事者・家族への年齢を問わない伴走型支援の充実などに取り組んでいくこととしています。

窓口の一元化に関する取組については、担当課から、説明をさせていただきたいと思います。

○薬師寺座長

それでは担当課からお願いします。

○和田課長（育成推進課）

本市のひきこもり支援につきましては、「39歳まで」と「40歳以上」と、対象者の年齢で分けた窓口を2箇所設置しております。

しかしながら、窓口が年齢で分かれていることが分かりづらい、40歳以上の方に対する十分なネットワークが構築できていないというような課題があります。

この度、窓口を一元化することで、まずはここに行けばいいということが明確になるとともに、一元化に併せて、伴走型支援を行う「よりそい支援員」を配置し、区役所・支所もこれまで以上に積極的に支援に関わる形で支援体制を構築していこうと考えています。

一つの窓口、あるいは「よりそい支援員」だけですべてに対応するというのではなくて、まずは窓口で受け止め、相談者の状況をしっかり確認したうえで、その方の状況に応じて、適切な支援に引き継いでいきます。

なお、一元化後の窓口及び「よりそい支援員」については、事業者の公募を行う予定であり、募集の要件、資格などの詳細は、検討を進めているところでございます。

このほかの具体的な支援策の再構築に関しては、京都市社会福祉審議会に分科会を設け、別途ご検討いただいております、この結果を踏まえ、本市で、今後の支援のあり方を考えていきます。

○薬師寺座長

ありがとうございます。

御質問、御意見など、何か付け加えることはありますでしょうか。

○菅原委員

支援の再構築について、社会福祉審議会で検討されているということでしたが、当事者や御家族、支援に携わっている方や団体等の関係者の意見を踏まえて議論されることが必要だと思いますが、こういった形で進められていますでしょうか。

○和田課長（育成推進課）

分科会には、現在ひきこもりの相談窓口（３９歳以下）を運営しているユースサービス協会のほか、民生児童委員などの支援に関わる関係団体からも委員に就任いただいているため、これら委員を通じて、当該団体の意見はもちろん、当事者や御家族の意見も聴取できていると認識しています。

○薬師寺座長

そのほかの論点、あるいは課題のところでは、いかがでしょうか。

この改訂版は、１０年計画である現計画について、社会状況などの変化に対応するために、改めて、どういう課題に対して、京都市としてどう取り組むべきか、その重点課題とその方向性を書いています。

今日の議論も踏まえ、最終的に京都市で改訂版を決定するという流れになりますので、お気付きの点などがあれば、ぜひ意見として、出していただければいいと思います。

○藤木委員

ひきこもりについては、子どものところに記載されているのは、少し違和感があります。

「刑を終えて更生を目指す人」（３０ページ）の「主な課題」の２段落目について、「再犯者の割合は一貫して上昇をし続けており」という表現は、ともすれば更生の意欲を失わせるような表現になっているのではないかと感じました。

それと、「障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」の１７ページに「手話」のことについて書かれていますが、「手話言語条例に基づく」とあり、これだと社会参加、交流の促進のための手話がツールみたいに感じられます。

手話は、「言語」であり、ろうあ者の方にとっては単なるツールではないので、どちらかといえば権利擁護の推進の方に記載する方がよいように思いますが、手話の位置付けなどについて、考え方をうかがいたいです。

○薬師寺座長

はい、ありがとうございます。今の点で、回答をお願いします。

○山村室長（共生社会推進室）

まず、ひきこもりについて、こういった色々な課題に複合的に関わるものは、どう記載するのがよいのかというのは非常に悩ましいところでした。

また、委員の皆様方の御意見もお聞きしながら、今回は令和6年度までの計画の中間見直しに伴う改訂でございますので、次回計画に向けた課題として検討させていただきたいと思っています。

「刑を終えて更生を目指す人」のご指摘の個所の表現につきましては、調整をさせていただきたいと思います。

○阪本課長（障害保健福祉推進室）

委員がおっしゃるとおり、「手話は言語である」というのは、京都市の手話言語条例にも明記されていますし、当事者の方々とも、その認識を共有させていただいています。

一方で、手話は、お互いの意思疎通、コミュニケーションの手段でもありますので、どの場所に位置付けるかという点については、ご意見を踏まえ、表現も含めて検討させていただきたいと思います。

○新井課長補佐（保健福祉総務課）

「刑を終えて更生を目指す人」に関しては、御指摘を踏まえ、表現については考えたいと思っています。再犯者の割合が約5割という高い状況が続いているのは事実であり、初犯者の減少に比べて、再犯者が減っていないという状況があります。こちらに焦点を当てて、再犯者を減らすことに重点を置いて取り組んでいくという趣旨が分かるような表現に変えたいと思います。

○松波委員

この資料2の2の12ページ、市民意見の83と84のところで、薬物依存の方の人権に関わる意見がありますが、精神障害のある方の中でも、特に薬物依存の方が厳しい誤解と偏見を受けている実情があります。実際、薬物依存の方の回復のためのグループホームの建設に地域住民が反対しているということがずっと昨年から続いていて、心を痛めています。

この市民意見に対する本市の考え方が少し不十分だと感じます。もちろん京都市でも、依存症の方や家族への支援を行っておられますが、一般の地域住民の、精神障害の方、特に薬物依存の方に対しての誤解や偏見について、とても

憂慮すべき現状が続いていると思います。

なので、もっと広く市民に対する依存症に対する正しい知識、認識を持ってもらうための啓発の取組がぜひとも必要だと思います。

実際、地域住民の方の中にも、理解して受け入れている方、暖かく迎えようというメッセージを発している方がいるのも知っています。一方で、非常に差別的なポスターのようなものが貼られている現状もありますので、それがほかの市民に対する悪い意味での差別を増幅させている面があると思いますので、もう少しこの点の取組が、この人権文化推進計画の改訂版にも入れられるべきというふうに考えます。

○阪本課長（障害保健福祉推進室）

薬物依存症に対する普及啓発に関してでございます。この本市の考え方のところにも、「正しい知識の普及啓発」に取り組むということ、その思いを書かせていただいております。

当然、薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存、ゲーム依存など、依存症に関しては、まだまだ正しい知識が得られていないところもあろうかと思っていますので、しっかりとそこは、その時々状況に応じた普及啓発の取組を進めていきたいと考えています。

この点でいいますと、計画の改訂版の16ページに「精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及啓発」に、もちろん精神疾患の一つとして薬物依存症も入っており、今後もそういった正しい知識の普及啓発に取り組んでいきたいと考えています。

○松波委員

依存症という疾患について知ることは必要ですが、実際に施設コンフリクトという形で排除が起こっているという状況も踏まえた取組が、必要ではないかと思います。

そういった意味で、今の表現ではそれが見えづらいと思います。精神障害の方だけではなくて知的障害の方の通所施設やグループホームをつくる时候にも反対運動が起こるということは、現実としてありますので、そのことを、重たい課題として受け止めて、普及啓発を行っていただきたいと思います。

○薬師寺座長

その辺りを、取組の中に入れるか、課題のところに入れていくのか、検討いただければと思います。今起こっている実情、その土壌をどういうふうに変えていくのか、啓発をしていくのかという課題があるのだと思います。

○松波委員

そのとおりです。あと、もう1点だけ。

障害者権利条約の第19条では、「障害のある人は地域社会の中で暮らす権利がある」ということを明記しています。今年の夏には、国連で日本の人権課題が審査されるという中でも、障害のある人が地域で暮らすことへの様々な壁として、長期入院、社会的入院と合わせて、地域の中での排除、差別があるということが日本の人権課題の一つとして、国連でも語られると思います。

それは安心して暮らす権利、病気の人は、ずっと病院に入って治療を受けるというのではなくて、地域の中でこそ回復していけるし、その中で、啓発、交流から本当の理解が進むのだと考えています。「地域で暮らす」ことは、人権の問題であるという観点もどこかで入れてもらえたらと思います。

○井上委員

資料2の3の9ページの不登校・いじめ問題行動についてです。市立中高生向けのSNSを活用した相談窓口の開設という点で、SNSを活用することはとても重要な施策であると思いました。

これまでから、フリースクール、24時間のホットライン、スクールカウンセラーの配置など自分が中高生のときにあったシステムも、今は広く普及しており、大事な取組ですが、今後はさらにSNSを活用した支援などの認知度を高めていくことも重要であると思いました。

あと、さらにいじめ問題だけではなくて、ほかの児童虐待や家庭内暴力などの問題にもSNSで相談できる体制があれば、より良くなるのではないかと思います。

○薬師寺座長

はい、ありがとうございます。

それでは、岩井委員の意見をいただいたあとに、京都市からお答えをいただくということにしたいと思います。

○岩井委員

私も、日頃の活動の中で、確かに不登校やいじめに関わる問題についての相談窓口やケアは充実してきていて、学校に在籍している子どもや保護者の方へは、ずいぶん目が行き届くようになってきていると感じています。

ただ、中学校を卒業した後、ここには市立の高校生向けのSNSを活用した相談窓口とありますが、市立の高校に行けない人も多く、特に不登校の状態になっている子どもへの支援が非常に狭く、私立の通信制や単位制の学校に行く

ということが多くなっています。

そこで、心のケアが必要である、発達的なサポートも必要であるといった場合に、私立の学校の体制にもよりますが、急に支援の体制が細くなって、支援から漏れていく子どもたち、学校を中退していく子どもも多いので、中学以降の相談体制は、まだ非常に心細いと思うところがあります。

また、虐待を受けている子どもに関しては、子ども若者はぐくみ局と学校等関係機関が連携して対応する体制は、できてきていると思うものの、要保護児童対策地域協議会から外れてしまったケースに関しては、教育だけで支援を続けなければならないというような場合もあったり、相談の窓口があっちへ、こっちへいたりするケースがあることは、気になります。

例えば、大学に進学した子どもは、大学で支援を得られる場合もありますが、やはり学校を卒業すると、それからの相談できるところが急になくなってしまいうという場合もあり、先ほど説明のあった、一元的にひきこもりの若者をサポートする窓口があることも、それを知らずにいる人もいます。私も、多方面から相談を受けますが、どこに相談に行けばいいのか分からないという場合もまだまだあるので、支援の対象からこぼれやすい子どもやその家族のことも、考えていただきたいと思います。

もう1点、小中学校の子どもに関わる中で、文字の読み書きが非常に厳しい子どもが一定数います。支援はしていますが、徐々に学校から遠のいていくこともあり、文字を読む力が十分でない状態のまま社会に出てしまうという場合もあります。そういった子どもたちが情報のツールとして最近すごく活用しているのが、SNS、ネットであり、中でも動画が好きで、動画であれば見るという感じはあります。

だから文字だけではない、動画も使って伝えるというように、広報についても工夫をお願いしたいなと思います。

○薬師寺座長

ありがとうございます。

今の点について、関連の部局でお答えできますか。

○土屋課長（学校指導課）

私立の中高生の相談支援について、一番間口を広げて相談を受けているのが「子ども相談24時間ホットライン」です。これは私立・公立、大人・子ども関係なく、24時間で受け付けています。

いじめに関しては、メールでの相談も受け付けています。私立の学校に通っている生徒も対象となっています。

京都市が行っているSNSでの相談は、現在、文部科学省の委託事業として試行的に取り組んでいるところです。

来年度は、国の動向にも左右されますが、今後、効果を検証しながら取組を広げていけるのかということも含めて検討してまいります。

それから読み書きの難しい子どもへの支援については、おっしゃるとおりの実情があり、ある程度の年齢の段階でスクリーニングを行うことも含めて、学校でも取り組んでいるところです。

文字での情報伝達が難しいという子どもへの広報等につきましては、これからの課題であり、研究検討を進めてまいりたいと思っています。

○辻委員

日々、刑事事件に関わる者として、今回、推進計画の重要課題として、新たに「刑を終えて更生を目指す人」が加わったことは非常に意義のあることだと思います。30ページのところで、ほかの委員の方からも御指摘がありましたが、「再犯者の割合が一貫して上昇」というのは、私もミスリードをする可能性のある表現だと思いますので、再考していただきたいと思います。

また、主な課題の一つ目に書かれている「偏見や差別意識がある」ということに加えて、「住居の確保の困難、就労に関しての困難が社会復帰の妨げになっている」ということがあって、今後の施策の在り方を見ると、生活困窮者自立支援の窓口などでも住居や経済的な支援に取り組んでいくということであると思います。

これを踏まえ、さらにお考えいただきたいのは、再犯の原因は、経済的な問題だけなのかということ、決してそういうことではなくて、例えば、生活上何らかの障害がある方、高齢の方などで支えがなく社会の中で孤立し、罪を犯すという方向に行ってしまうという方も本当に多いです。今、刑務所が福祉施設のようになっているというような実情があり、出所しても社会の中に放り出されて、また刑務所に戻るしか生きていくすべがないというような状況の中で、再犯という問題が生じているというのが、今の状態ではないかと思います。

今後、この部分に関しては、障害のある方、家族も含めた支援、高齢者をどう支えるのかということも含めて、この更生というものの中に考えていただきたいと思います。

それから、先ほどほかの委員の方から御指摘があった薬物依存症の更生施設建設に対する地域による反対運動が起こっていることも大変な憂慮すべき問題だと思います。この問題に対して、京都市としては、支援団体とも連携しながら地域の方の理解を促すために取り組んでいただけたらというふうに思います。

○阪本課長（障害保健福祉推進室）

グループホーム建設の件につきましては、事業者と地域住民の皆さんとの間で理解が進むように、場づくりなど京都市もしっかり関わらせていただき、話し合いが進むように取り組んでいるところです。

その中で、京都市から地域住民の方に対して、依存症や事業者の取組について伝えていきますし、事業者にも地域住民の方の思いを伝えながら、相互に理解が進むように取り組んでいるところです。

「刑を終えて更生を目指す人」に関しては、支援が必要な方が、十分な支援が受けられずに社会の中で孤立し、罪を犯してしまうという実情についての御指摘と思います。

障害のある方への支援については、手帳を取得して、福祉施策につなげていくため、弁護士会とも協力させていただきながら、取り組んでいます。支援が必要な入口のところで、しっかりと福祉施策につないで、生活を支えることは、この項目でも非常に大事な視点だと思っており、障害保健福祉施策の中でもしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○新井課長補佐（保健福祉総務課）

再犯防止の関係で補足させていただきます。

委員がおっしゃったとおり、障害のある方、高齢者など何らかの支援が必要な方が多く、そもそも犯罪の背景にあります。出所後に、その人に応じた福祉サービスにつないでいくことは、非常に大事なことと考えています。京都市が作成を予定している再犯防止推進計画の中でも、重要な柱の一つとして位置付けることを考えています。

現在、モデル事業として、出所された方が福祉サービスにつながるように『つながりつなぐ』というハンドブックを作成しています。出所後、困りごとに応じた相談先や支援団体の紹介をしています。何より、1人で困って孤立したときに、きちんと相談できる場所があるということを知っていただいて、支援のネットワークにつながっていくよう取り組んでいるところです。

○薬師寺座長

はい、ありがとうございました。

それでは、ほかに意見等がなければ3つ目の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

計画の改訂版の内容については、今回いただいた意見も踏まえ、表現も含めて事務局に検討いただきますが、最終的な確認については、座長に御一任いただければというふうにお願いします。

それでは議題の3つ目、LGBT等の性的少数者に関する令和2年度の実組についての説明をお願いします。

(3) LGBT等の性的少数者に関する令和2年度の実組について

○岡田課長（共生社会推進室）

（資料3-1，3-2に基づき，説明）

○薬師寺座長

（資料3-2の4「内容」について説明）

○薬師寺座長

ただいまの説明について，何か御質問とか御意見はありますか。

今回から新しく委員に就任された方は，初めて聞かれる内容もあると思いますが，この議題については，前回の懇話会において一定，議論したうえで，今回の懇話会に諮るというものです。また，この間，専門意見聴取会でいただいた専門家の方々の意見を踏まえた取組内容となっており，専門意見聴取会で出された意見も資料のとおりまとめています。

○菅原委員

パートナーシップ制度は，東京の方で始まったものと思います。これは，法律的に考えると，民法との兼ね合いもありますが，それぞれの考え方が，京都に越してきて，先進的な部分と，保守的な部分があるというのを感じていますので，先進的な取組をされる中で多様性を尊重するふうに変えていければと思います。

あと，こういった課題は，子どものころから啓発されるのがよいと思います。デリケートな部分でもあり，難しい面もあると思いますが，自分はちょっとほかの子と違うなというふうに，小学生高学年ぐらいから感じ始めて，悩んでいる子どもが多いと思います。例えば，できれば学校に当事者の方を招いて，お話をさせていただくことで，気付くこと，悩みが軽くなるということもあると思います。また，親御さんの中にも，もやもやしているような方もおられると思うので，学校という場で，理解が広がっていけば，性については，多様であることが当たり前というふうに感じられるようになることが，一番の啓発かなと思いました。

○山村室長（共生社会推進室）

まず，先ほどのお話にも出ました同性婚につきましては，家族の根幹の制度

に関わることで、広く国民の意見を踏まえながら国のほうで、慎重に検討されるべきところと思っています。

一方で、自治体の役割の一つといたしまして、同性カップルの方などが、自分が抱えておられる困難を理解していただきたいという気持ち、そのことに寄り添いながら、市民への理解を促進し、生きづらさを解消していくために取り組む必要があると思います。パートナーシップ制度の意義等については、専門意見聴取会からも御意見をいただいております、今後、専門意見聴取会やこの懇話会でもどのように検討していくかということを御議論いただければと考えています。

○松波委員

パートナーシップ制度は、すでに大阪市や札幌市など政令市でも始まっています。すでにパートナーシップ宣誓をした友人がいますが、実際に生活の中で、特にパートナーが病気をしたときに、医者から家族として扱われる、説明が受けられる、手術同意書にサインできるということが、本当にうれしかったと、率直な感想として聞いています。一方、病気や相続、住宅の購入などの場面で、他人として扱われることの心細さや孤立感は、とても大きい問題だと思います。同性カップルの方などが家族として認められるということは、人権文化と密接にかかわることです。また、この制度を導入すること自体が啓発的な効果もあると思うので、今後、検討を進めてもらえたらと思います。

○井上委員

私自身が中学生のときに、学校の講演会でLGBT等の当事者の方が、来られて話をききましたが、それがすごく今でも印象に残っています。中学生ぐらいから人権教育がクラス単位で行われますが、そのときは、大勢でその話を共有したのはすごくいい機会だと思いました。今後の教育でも重要であると考えています。

○前田委員

パートナーシップ制度は、大阪市など政令市でも導入されているとのことでしたが、国際的な潮流に照らしても、とても大事であると思いますし、また喫緊の課題でもあると思います。

ただ、制度を立ち上げたら終わりではなくて、ほかの制度との調整というか、整合性も大事になってくると思います。例えば、京都市の計画の中にも、犯罪被害者の支援策の推進という改善策が盛り込まれていますが、これを求めてくる被害者のその家族の中に、パートナーシップ制度を宣誓されている方を入れ

るかどうかなどその関連する様々な事業との整合性を取りながら環境を整えていくということはとても大切じゃないかというふうに思います。

○辻委員

私もぜひ、京都でもパートナーシップ制度を早急に実現していただけたらというふうに思います。一方、紹介されている意見の中に、「市民の理解と共感を一層広げる取り組みを進めて、段階的に踏んでいくことも必要」というのは、それは私も一つの考え方としてはあると思いますが、ただ、このL G B T等の問題は、やはり少数者の問題なんです。社会の中で少数となる人たちについて、それを市民の多くの人々が理解して、共感をしてくれるかどうかというのは、それなりに時間もかかることと思います。

これは人権の問題なので、多数決で決める話ではなくて、常に少数者の人権をどう守るかという視点で考えなければならないと思います。それが人権の問題として解決のために必要であれば、理解の促進と合わせて、ときには、政治的なリーダーシップを発揮して前に進めていただきたいということだと思います。

また、広報に関しては、当事者の方に、市の広報誌に登場していただくというのは、大事と思いますが、今の社会の中でそういう形で露出するということには勇気のいることだと思います。配慮を十分したうえで進めていただく必要があるのではないかと思います。

○山村室長（共生社会推進室）

今回、改めてL G B T等の性的少数者の人権尊重に関しては、取り組むべき重要課題として、パートナーシップ制度についても取組の一つとして検討しながら、生じてくる課題、あるいは色々な課題と複合してくるものもあると思いますので、委員からもご指摘がありましたとおり、人権の問題として、継続して取り組んでいくことが必要と思っています。

それからアウティングの問題という御指摘についても、そのとおりだと思います。我々のほうの試みも、アウティングについては、十分配慮をしながら取り組まなければならない、まさに人権の問題であるというふうに考えています。

一方で、専門意見聴取会において、学校や職場、地域、家庭で意識が変わっていくだろうというふうな御意見もいただいています。理解が進む中で、カミングアウトできる環境もできていくと思います。本人の御意向や状況に配慮しながら、クローズアップする機会を設けることは、理解の促進につながると思います。

○岩井委員

小学校の高学年ぐらいから悩み始める人は多いかと思いますが、実は、私が、保育園、幼稚園に相談巡回に行くと、その世代で、もうすでにこういった事例の相談があります。例えば、お遊戯の女の子役、男の子役の振り分けで違和感を覚える子がいる、女の子とばかり遊んでいる男の子に対して、お父さんが「男の子なんだから」というように論したり、子ども同士で、「だれだれ君は男の子なのに、ここで女の子と遊んでるのはおかしい」みたいな発言が出ています。そう考えると、小さいときから性に関して、家庭でも、それを受けた親御さんもかなり動揺されるので、早い段階から始まっているテーマだと思っています。また、色々と事業を企画をされる際は、家庭の中で、そういった意識が根強くあるということも念頭に置きながら考えていただければというふうに思います。

○土屋課長（学校指導課）

学校現場での教育が大事だという御意見を複数いただきました。まさにそのとおりでございまして、教育委員会でも、平成27年の11月に人権教育講座という教職員向けの研修を始めて、平成30年の1月には管理職、校園長を全員集めた場で、LGBT等に関する研修を行いました。それを機に、各学校の現場で、学校の校内での研修、それから園内での研修が進んできているところです。現在、小学校、中学校、高校含めて4割ぐらいの学校で、子どもに対してLGBT等に関する研修を計画しているような状況に至っています。

学校現場では、この問題を重要なものと受け止めて、研修を進めていますので、引き続き、教育委員会としては、研修の充実に努めていきたいというふうに思っています。

それから併せて、実は親御さんに対して、一番カミングアウトしにくいということも聞きますので、その辺りも考慮し、保護者向けの啓発として、小学校6年生の保護者向けの啓発冊子『思春期の子どもの心と親のかかわり』というものを毎年、配布しています。思春期特有の心の動きについて説明するとともに、LGBT等の子どもたちへの理解を深めるページを設けており、そういった形で保護者に対する啓発も進めているところです。

○薬師寺座長

そのほかいかがでしょうか。

その点からもやはり啓発というのは非常に大事だということだと思います。専門意見聴取会では、京都は、大学でも、この問題に取り組まれています。アウティングの問題は、当事者にとって、なかなか簡単には言えない状況がある中で、例えば、芸術といった切り口で、できれば楽しみも感じながら学べる

ようなことも検討してみてもどうかという意見もありました。だからパートナーシップ制度も、どういう形で実現をするかというのは、色々議論があると思いますので、生じる課題について、一つ一つどう克服していくかということが大事であり、このことをもう少し議論していくことが必要だと話し合いました。この懇話会でも、引き続きこの点について御議論いただいて、一步でも二歩でも進められるように、議論していただければというふうに思います。また、それを、京都市が持ち帰って、検討いただければというふうに思います。

○玉置委員

これまでの議論の中で、新たにLGBT等の問題と再犯防止の問題の二つが、大きな項目としてピックアップされました。その中で、行政の計画というのは、やはり一步先を進んでほしいというのが市民の願いだと思います。

その一步先をどう見据えて、人権という問題を捉まえていくのかという点を、今回、たくさんの意見の中で議論できたと思っています。

それに加えて、計画の市民意見の中に、SDGsに関する意見が多かったように感じました。これは、本冊の2ページ、計画の位置づけに入れていただいたり、あるいはSDGsの達成に、この計画そのものが貢献していくことが書かれているので、そこが明確に位置づいたと思います。さらに踏み込んで言うならば、京都は様々な分野で、このSDGsの取組については先進的に進んでいるという評価もいただいていますので、その辺りを、人権は、普遍性があり、日常性があり、人々の暮らしのあらゆるところに共通する理念であるので、「誰一人、取り残さない」という文言が入れば、さらにより明確に伝わるのではないかと思います。

そのようなことを踏まえて、今回のいくつか出された新たな課題も含めてとは思いますが、特に今日議論の中にもありました「医療と人権」という部分について、これは感染症だけではなく、依存症の問題もあり、あるいは医療的ケアが必要な人たちの人権も、この部分というのは、非常に大きいと思います。これは、まさに「心身ともに健康で文化的な生活を営む」というところに直結してきますので、「医療と人権」という部分も、重要な問題を抱えているというふうに思いますし、社会的排除にもつながらないように、どう取り組んでいくかを考えていかなければならないのではないかと思います。

○薬師寺座長

それでは、予定した時間をすでに超えております。

全体を通じて、特にこの改訂版は、確定させていくということになりますので、今日、言い足りなかった点や今日の意見をもう少し自分で整理したいとい

うことがあれば、京都市とも相談して、検討したいと思います。

ほかに、全体を通じて最後に何か御発言はありますでしょうか。

なければ、大変長時間にわたり、しかも、新型コロナウイルスで大変な時期に貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。今日、大変参考になる意見をいただきましたので、これをぜひ市のほうでも受け取っていただいて、今後の取組に活かしていただければと思います。

○山村室長（共生社会推進室）

委員の皆さん、大変ありがとうございました。大変ご熱心な御論議をいただきまして、本当にありがとうございました。

皆様からいただきました貴重な意見につきましては、これからの施策に活かしてまいります。

人権文化推進計画の改訂に関する意見については、来週中を目途に事務局にいただければと思います。

いただいた意見につきましては、薬師寺座長と調整させていただきたいと思いますので、御了承願います。

それでは、本日の人権文化推進懇話会については、これで終了させていただきます。

ありがとうございました。

（終了）